

平成19年6月21日

告示第118号

四国中央市水道局工事検査規程(平成16年四国中央市告示第133号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市公営企業(以下「公営企業」という。)の経費をもって支弁する土木工事、建築工事等(以下「工事」という。)の検査(以下「検査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21告示153・令8告示87・一部改正)

(検査の目的)

第2条 検査は、工事の材料、機械器具の適否及び工事の出来形について、調査検測し、工事請負契約書、設計図書、仕様書その他関係書類と照合して、工事の適否を判定するとともに、工事の的確厳正かつ能率的な施工を期することを目的とする。

(平21告示153・一部改正)

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 既成部分検査又は中間検査において既に検査した部分も含め、その工事のすべてについて行うものとする。
- (2) 既成部分検査 工事の受注者の請求に基づき、完成検査に準じて行うものとする。この場合、手直しを要する部分は出来形から除くものとし、工事材料、設備機械器具等は特別の場合を除くほか出来形と認めない。
- (3) 中間検査 工事の施行中において管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)が必要と認めた場合に随時行うものとし、工事の施行状況、材料等の適否、工期内の完成見通し等について、完成検査に準じて行うものとする。
- (4) 材料検査 特別の場合を除き、監督員及び検査員がその品名、品質、規格、寸法、数量、強度、能力等について必要と認めるときに行うものとする。
- (5) 破壊検査 前各号の検査について必要と認めるときに行うものとする。

(平21告示153・令5告示24・令8告示87・一部改正)

(検査員)

第4条 検査員は、公営企業の職員のうちから管理者が任命する。

(令8告示87・一部改正)

(検査の委任)

第5条 請負金額が200万円以下の工事にあっては、事業担当課において処理するものとする。
ただし、委託業務、修繕等は、請負金額が100万円以下とする。

(平21告示153・令7告示85・一部改正)

(検査の実施)

第6条 検査は、工事材料、備付機械器具、工事の出来形等について実地において行わなければならない。ただし、次に掲げるものについては、公的な証明をもってこれに代えることができる。

- (1) 材料の強度試験
- (2) 電線器具の絶縁抵抗及び耐力試験
- (3) 管の水圧、通水又は通気試験
- (4) 前3号に掲げるもののほか、機器の性能試験

2 検査員は、関係者に対し検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類等の提出又は説明を求めることができる。

(平21告示153・一部改正)

(検査の立会い)

第7条 検査には、当該検査に係る工事の監督員が立会いをしなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該監督員が立ち会うことができないときは、工事担当課長が指名する者が立会いをするものとする。

2 検査には、係長以上の職にある職員が立会いをしなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該職員が立ち会うことができないときは、事業担当課長が指名する者が立会いをするものとする。

3 部長又は課長は、検査に当たっては、当該検査に係る工事の受注者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立ち合わせなければならない。

(令5告示8・令5告示24・令8告示87・一部改正)

(指示)

第8条 検査員は、完成検査の結果により、工事の目的物に影響を与えない事項のうち、工事の受注者が行う必要があると認められる軽易な事項について、関係者に必要な指示を与えることができる。

(平21告示153・令5告示24・一部改正)

(修補工事の請求)

第9条 検査員は、完成検査の結果、工事の目的物が設計図書に不適合で修補工事が必要であると認めた場合は、工事の受注者に修補工事を請求し、これを施工させなければならない。

2 検査員は、前項の規定により修補工事を請求したときは、工事検査復命書及び工事完成検査済証にその旨を記載しなければならない。

(令5告示24・一部改正)

(修補工事完了の確認)

第10条 工事の受注者は、修補工事が完了した場合は、直ちに検査員に報告し確認を受けなければならない。

2 前条の規定は、検査員が修補工事の目的物が不適合で更に修補工事が必要であると認めた場合について準用する。

(平21告示153・令5告示24・一部改正)

(工事成績)

第11条 管理者は、検査により完了を確認した工事については、別に定めるところにより、その成績を点数で評定するものとする。この場合において、完成検査により完成を確認した工事については、評定した成績を工事の受注者に通知しなければならない。

(平21告示153・令5告示24・令8告示87・一部改正)

(検査復命)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を添えて検査復命をしなければならない。

(1) 工事完成検査復命書(様式第1号。中間・既成部分検査は、様式第1号の標題完成を中間・既成部分と読み替える。)

(2) 工事成績評定表(様式第2号)

(3) 細目別評定点採点表(様式第3号)

(検査済証の交付)

第13条 管理者は、完成検査を終えたときは工事完成検査済証(様式第4号)及び項目別評定点(様式第5号)を、既成部分検査を終えたときは既成部分検査確認書(様式第6号)を工事の受注者に交付しなければならない。

(平21告示153・令5告示24・令8告示87・一部改正)

(検査の委託)

第14条 管理者は、特別の事由があるときは、公営企業の職員以外の者又は他の機関に検査を委託することができる。

(令8告示87・一部改正)

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平21告示153・追加、令8告示87・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の四国中央市水道局工事検査規程の規定によりなされた措置その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成21年8月21日告示第153号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第13条及び様式第5号の規定は、平成21年9月1日以後に実施した完成検査から適用し、同日前に実施した完成検査については、なお従前の例による。

附 則(令和5年1月27日告示第8号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局工事検査規程の規定は、この告示の施行の日以後において実施する完成検査から適用し、同日前に実施した完成検査については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日告示第85号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(四国中央市水道局工事検査規程の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の四国中央市水道局工事検査規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月30日告示第87号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

工 事 完 成 検 査 復 命 書

年 月 日

四国中央市長 様

検査員 ㊟

年 月 日次の工事の完成検査を終わりましたから関係書類を添えて復命します。

検 査 業 務	年度	設計番号	施 工 個 所		工 事 名 称		設 計 工 事		請 負 工 事		
			町 名	大 字							
							円	円			
	立 会 人					監督員		着 工	年 月 日		
					受注者		完 成	年 月 日			
検 査 意 見							工 事 成 績				
検 査 位 置			状 況								

工 事 成 績 評 定 表

所 属 年 度		工 事 番 号		請 負 金 額		円	予算配当		工事担当											
工 事 名				工 期	着 工	から	完成年月日													
受 注 者 名				完 成		まで	検査年月日													
考 査 項 目		監 督 員					担 当 課 長					検 査 員								
		氏 名					氏 名					氏 名								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施 工 体 制	I. 施工体制一般	+1	+0.5	0	-5	-10														
	II. 配置技術者	+3	+1.5	0	-5	-10														
2. 施 工 状 況	I. 施工管理	+4	+2	0	-5	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4	+2	0	-5	-10	+2		+1		0	-7.5	-15							
	III. 安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10	+3		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV. 対外関係	+2	+1	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	+4	+2	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5		+2.5		0	-5	
4. 工 事 特 性	I. 施工条件等への対応										+20									
5. 創 意 工 夫	I. 創意工夫			+7																
6. 社 会 性 等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5	+2.5	0									
加 減 点 合 計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評 定 点 (65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点								
評 定 点 計		検査員しゅん工(出来形・中間あり)の評定点＝出来形・中間の評定点 ③' 点×0.5+しゅん工の評定点 ③ 点×0.5＝ 点					① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4＝ 点					点								
7. 法 令 遵 守 等							点					点								
評 定 点 合 計		評定点計(点)－法令遵守等(点)＝ 点					点					点								
出 来 形							%					円								
8. 総 合 評 価 技 術 提 案 等	技術提案等履行確認						履行 不履行 対象外													
特 記 事 項		(監督員)					(担当課長)					(検査員)								

細 目 別 評 定 点 採 点 表

工事名

項目	細別	監 督 員	担 当 課 長	検 査 員 (既成・中間)	検 査 員 (完成)	細目別評定点 / 満点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9= 点				/ 3.3点	%
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9= 点				/ 4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	/ 13.0点	%
	II. 工程管理	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.2= 点			/ 8.1点	%
	III. 安全対策	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.3= 点			/ 8.8点	%
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9= 点				/ 3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8= 点		()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	/ 14.9点	%
	II. 品質	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	/ 17.4点	%
	III. 出来ばえ			()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点	/ 8.5点	%
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応		()×0.2+3.3= 点			/ 7.3点	%
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	()×0.4+2.9= 点				/ 5.7点	%
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2= 点			/ 5.2点	%
評 定 点 計		① 点	② 点	③* 点	③ 点	/ 100点	%
7. 法令遵守等(減点のみ)			()×1.0 = 点			(減点)	
評 定 点 合 計						/ 100点	

8. 総合評価 技術提案等	技術提案等履行確認		履行 不履行 対象外
------------------	-----------	--	------------

- 1 完成(既成又は中間)検査の評定点 = ①+②+③'×0.5+③×0.5 ※ただし、既成・中間検査が2回以上あれば、③' はこれらの平均点を示す。
2 既成又は中間検査がなかった場合の評定点 = ①+②+③

様式第4号(第13条関係)

工 事 完 成 検 査 済 証

年 月 日

受注者
様

四国中央市長 

下記の工事について完成検査を終了し、工事の確認をしたので本書を交付します。

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 請負金額
- 4 工事成績

※工事成績(評定点)の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、
書面により説明を求めることが出来ます。

評定点の範囲別評価内容(参考)

ランク	評定点の範囲	評 価 内 容
A	80 点 以 上	他の模範となる優秀な工事
B	75～80 点 未 満	品質等に良好な工夫、取組が見られる工事
C	70～75 点 未 満	品質等に通常の工夫、取組が見られる工事
D	65～70 点 未 満	最低限の品質等が確保されている工事
E	60～65 点 未 満	今後、改善すべき事項がある工事
F	60 点 未 満	今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

様式第5号(第13条関係)

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.3 点
	II 配置技術者	/ 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	/ 13.0 点
	II 工程管理	/ 8.1 点
	III 安全対策	/ 8.8 点
	IV 対外関係	/ 3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 14.9 点
	II 品質	/ 17.4 点
	III 出来ばえ	/ 8.5 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5 創意工夫	I 創意工夫	/ 5.7 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	/ 5.2 点
7 法令遵守等		(減点)
評定点合計		/ 100 点

様式第6号(第13条関係)

既 成 部 分 検 査 確 認 書

年 月 日

受注者

様

四国中央市長



下記の工事について既成部分の検査を確認したので本書を交付します。

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 請負金額
- 4 既成部分
出来形金額

様式第 1 号(第12条関係)

(令 5 告示24・一部改正)

様式第 2 号(第12条関係)

(令 5 告示24・全改)

様式第 3 号(第12条関係)

(令 5 告示24・全改)

様式第 4 号(第13条関係)

(令 5 告示24・一部改正)

様式第 5 号(第13条関係)

(平21告示153・追加、令 5 告示24・一部改正)

様式第 6 号(第13条関係)

(平21告示153・旧様式第 5 号繰下、令 5 告示24・一部改正)